

平成25年行政事業レビューシート (法務省)							
事業名	留置施設の維持管理に係る実費償還		担当部局庁	法務省矯正局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	総務課		総務課長 名執雅子	
会計区分	一般会計		政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 II-5-(2)矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ 關スル法律(明治35年法律第11号)		関係する計画、 通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ關スル法律」(明治35年2月27日 法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	6,150	5,804	5,679	5,399	
		繰越し等	0	△ 135	△ 23		
		計	0	0	△ 124	0	
	執行額	6,150	5,669	5,532	5,399		
	執行率 (%)	5,829	5,444	5,389			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	警察官署の留置施設に勾留され償還人員の対象となる被疑・被告人は検挙の動向や捜査上の必要性など他動的要因に左右されるものであり、定量的な成果を示すことはできない。		成果実績	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	刑事施設に収容されるべき被疑・被告人が、各都道府県の警察官署に勾留され、収容に必要な経費を警察官署で支出した場合に実費を国が償還している。		活動実績 (当初見込み)	施設	52施設	52施設	52施設
					52施設	(52施設)	(52施設)
単位当たり コスト	1,576(円/人日)		算出根拠	償還人員1人1日当たりの実費弁償額			
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	都道府県警察実費弁償金	5,399					
	計	5,399					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	-	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
重複排除	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。
点検結果	<p>各都道府県警察本部が所轄の留置施設に収容された刑事被告人等の勾留人員を毎月集計して、各都道府県に所在する刑務所又は拘置所に所要額を請求し、各刑事施設において支出しているものである。拘置所等の刑事施設に収容することに代えて、警察官署の留置施設に勾留された者の収容業務に係る実費を償還するものであり、勾留者1人当たりの単価については毎年関係機関と協議するとともに、留置施設の勾留者の刑事施設への移送は執行指揮に基づき適時適切に受け入れている。</p> <p>なお、平成24年度は、償還人員が予算人員を下回ったため、142,954千円の不用が生じた。</p>			

外部有識者の所見

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

備考

--

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成22年	0044	平成23年	0040	平成24年	0043
--	-------	------	-------	------	-------	------

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省（矯正局）

5,389百万円

〔「警察署内ノ留置場ニ拘禁又は留置セラルル物ノ費用ニ関スル法律」に基づき、都道府県警察に対して実費弁償するための予算を地方に配分〕



A. 矯正施設（52庁）

5,389百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕



B. 東京都ほか

5,389百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	各会計機関への予算配布	5,389			
計		5,389	計		0
B.東京都			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	償還人員に基づく実費弁償金	723			
計		723	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	723	-	-
2	大阪府	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	465	-	-
3	埼玉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	372	-	-
4	神奈川県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	355	-	-
5	愛知県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	328	-	-
6	千葉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	272	-	-
7	兵庫県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	221	-	-
8	福岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	216	-	-
9	静岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	167	-	-
10	広島県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	129	-	-